

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）8 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 葦北郡芦北町大字女島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	別記 2 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市姫戸町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）8 月 15 日から令和 7 年（2025 年）8 月 29 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 7 年（2025 年）11 月 30 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記1 操業区域（火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界
- 乙 芦北町松が鼻
- イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端
- ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ235度6分545メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位0度・181メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位180度・181メートルのところ
- ホ 乙から真方位351度30分・1,590メートルのところ
- へ 乙から真方位351度20分・354メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

別記2 操業区域（姫戸地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点第242号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点第248号（姫戸町舟揚島東端）
- 基点3 熊本県漁場基点第249号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）
- ア 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ
- イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ
- ウ 基点2と八代市黒島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度、1,800メートルのところ
- エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ